

# 提言

## 社会福祉改革の基本構想

昭和六十一年五月九日

社会福祉基本構想懇談会（全国社会福祉協議会）

はじめに

わが国の社会福祉は、いま重大な転機にさしかかっている。それは、第一に、昭和二十年代中頃につくられた社会福祉制度の基本的枠組を、三〇数年を経過した今日、そのままの形で維持・存続させることが困難となり、その見直しと再編が求められているからである。第二に、諸外国に例をみないほどの急速な高齢化が進行しており、二十一世紀の本格的な高齢社会のなかで生まれる新しい福祉課題に対し適切に対応することが求められているためでもある。しかもこの転機は、財政再建と行政改革が進展するなかで、にわかに具体化してきている。すなわち、昭和六十年予算において、二分の一を超える高額補助金の一部削減とその地方財政への肩代わりが強行され、さらに昭和六十一年度以降の補助率の在り方についての検討が改めて行われてきた。そしてこの補助金問題の検討は、単に補助率に関する論議にとどまらず、補助事業に関わる国と地方の役割についての見直しと結びついて行われ、社会福祉にとつても、その事務事業の再編が取り上げられ、制度改革に直接つながることとなった。

本懇談会は、上記の福祉の見直しが、正しい意味での社会福祉の制度改革ではなく、財政再建に名を借りた福祉水準の切り下げを結果するおそれのある点を懸念し、昨年七月二十五日に「社会福祉関係予算の編成にあたって」という緊急提言を行った。この提言は、昭和六十一年度予算編成に向けて、当面の費用の節減が、拡充すべき事業の中断、利用者負担の不当な増加、さらに地域間の著しい格差など、不幸な結果を招来しな

いたための必要最小限の内容を明らかにしたものであった。幸い、この緊急提言の趣旨は、各方面の賛意をえて、「補助金問題検討会」の討議に生かされ、昭和六十一年度政府予算編成にもある程度反映された。

本懇談会は、これにひき続き、二十一世紀初頭の社会とそこに予想される福祉課題に対して、現行の社会福祉制度の改革が必要であると考え、改革構想の検討を行ってきたが、ここに一応の成案を得たので報告することとしたい。

## 二十一世紀の社会と社会福祉の課題

はじめに触れたように、わが国の社会福祉は、戦後二回目の改革の時期にさしかかっている。社会保障の大宗をなす公的年金制度及び医療保障制度は、すでに制度改革を進めているが、社会福祉はいま、ようやくにして制度改革の第一歩を踏み出そうとしている。ところで、この改革にあたっては、わが国のこれまでの社会福祉が跛行的な発展をとげ、なかには国民の切実な社会福祉ニーズに十分応えることができないばかりでなく、国際的にみて著しく立ち遅れている分野を残しているという点を十分に自覚するとともに、とくに次の二つの点を予め明確に認識しておかなければならない。その第一は、戦後間もなくして確立したわが国の社会福祉制度の基本的枠組みは、三〇数年を経過した今日、一部には硬直化、陳腐化傾向がみられ、最近の社会福祉ニーズの変化と多様化に即応する社会福祉サービスの発展を阻害しはじめているということである。第二に、高齢化の進展を軸とする二十一世紀の到来を事前にし、この矛盾はますます拡大し、新しい対応が求められているという認識であ

る。

以下、二十一世紀初めに到来する経済・社会の展望に即して、社会福祉の改革において、とくに考慮すべき諸課題を、予め箇条的に要約しておこう。

### 1 高齢社会の到来

現在全人口の二割を占めるに至った老年人口は、二十一世紀に入つて一〇数年後には二割に達する。そして、その後、一〇人のうち二人が高齢者、そのうち一人が七十五歳以上の後期高齢者であるという高齢社会となる。それは、人類が経験したことのない社会であり、そのような高齢社会になつても、すべての高齢者の生活の安定と福祉が保障されるように、今から二十一世紀福祉社会の基礎的条件を整備することが求められている。このために、社会福祉の立ち遅れの克服に努めるとともに、とくに高齢社会に発生する課題に対して、法律・経済・教育・労働・住宅・社会保障・社会福祉等の多方面から、整合性のとれた総合的な対策を樹立することが必要となる。

### 2 家族の介護機能の低下

高齢者の比重が現在よりも倍加するということは、寝たきり老人や痴呆性老人も増加するということになり、福祉ニーズも大きくならざるをえない。しかも、これらの老人に対する家族の介護機能は弱体化するものとみなければならぬ。老親と子らとの同居率が低下することが不可避であるだけでなく、同居が可能であっても、今後女性の職場進出が増加することを考慮すれば、これまでのように無業の妻や嫁に介護責任を

全面的におしつけることはできなくなる。したがって、これを補充・代替する社会的な援助体制を、これまで以上に拡充整備しなければならぬ。

### 3 都市化と地域社会の変化

人口移動率は鈍化したとはいえ都市化の基調は変わらず、今後もさらに進行して全人口の七〇%が都市部に集中するものと予想される。これに伴って地方自治体の再編成が課題となり、また、農山漁村部においても生活の近代化、都市化がさらに進み、地域社会の様相が著しく変化するものと思われ、新しい住民自治とコミュニティの構築整備が強く求められる。他方、高度情報化社会の進行、生活科学・技術の発展、生活環境の変化等もみられるが、それらが国民生活に与える影響に配慮しつつ、新しい技術や知識を社会福祉に反映させるよう努める必要がある。

### 4 価値観の多様化と生活意識の変化

国民意識は自由化、個性化傾向が強まる反面、伝統的な意識も根強く共存し、多様な価値意識が混在するが、そのなかでも平和、繁栄、自主、平等、互恵を基調とする成熟した福祉社会の実現による安全と幸福を追求する気風がさらに高まり、社会福祉の選好度も高まっていこう。

また国民の社会福祉意識には、ノーマリゼーションの思想が一層浸透していくものと思われる。

### 5 国際社会での位置づけと役割

国際社会におけるわが国の役割、とりわけ発展途上国への開発協力に

果たす役割は一層高まる。わが国は、国力をあげて世界の平和と繁栄のために貢献、協力しなければならぬが、とくにアジア・西太平洋地域のメンバーとして善隣関係を樹立する責任と役割はますます増大する。社会福祉の分野にあっては、国際協力のため、わが国は具体的な各種の計画やプロジェクトを企画、実施することが求められる。

## 社会福祉の今後の展開

国民生活と意識の変容に伴い、一方において社会福祉ニーズの変化がおこり、ニーズの多様化と高度化がみられるとともに、他方では社会福祉におけるノーマリゼーションの理念の定着や対人サービスの方法が広がるなかで、わが国の社会福祉には新しい動きがみられるが、その動きは今後一層推進されなければならない。

### 1 社会福祉の普遍化・一般化

- 1 これまでの救貧的・防貧的な選別主義的社会福祉から、国民の誰もが必要に応じて社会福祉の施設やサービスが利用できる、普遍的な社会福祉の推進をはかる方向が明らかにされるようになった。
- 2 社会福祉サービスの受益を均てん化し、利用を柔軟にするために、「措置」概念の再検討とあわせて、サービスの選択的利用の途を切り開く必要がある。なお、その場合に、自らサービス選択ができない人びとが不利にならないよう特段の配慮が必要とされる。
- 3 また、社会福祉の普遍化・一般化に伴い、これまでの「社会福祉イコール無料又は低額サービス」という固定的な考え方から、受益と負

担の関係を配慮した費用負担の考え方に転換することが必要とされる。そのうえで費用負担方式の合理化にとくに配慮しなければならない。例えば、負担能力を測るのに使用されている現行の税額転換方式の不合理的は正、資産をフロー化するための方法の検討などのほかに、老人・障害者等の費用負担に依然として親族扶養の要素を温存している仕組みなどの早急の是正を望みたい。

### 2 在宅福祉の推進

- 1 今後の社会福祉は、在宅福祉を基調として展開していくことが明らかにされている。しかし、在宅福祉とは、社会福祉におけるノーマリゼーションの理念にもとづいて具体化されたものであり、施設福祉に代替されるものと考えるべきではない。また、公的責任を家族や地域に転嫁する「安上り福祉」の論議とは全く無縁なものである。
- 2 この視点にたつて、施設福祉の在り方の再検討を行うとともに、それと連携のとれた在宅福祉サービスの推進をはかる必要がある。このために地域福祉計画の策定を行い、このなかで在宅型施設体系を再検討するとともに、施設の適正配置、施設と在宅ケアのネットワークの確立方策などを検討することが必要である。
- 3 また、在宅福祉を軸とした地域福祉の推進をはかるために、その実施・運営体制の再編を行わなければならない。とくに在宅福祉の実施主体となる市町村の行財政を強化するとともに、在宅福祉の推進に即応するように、福祉事務所等の組織・機構を改善し機能を充実させるなどの対応をはかる必要がある。このほか、在宅福祉に関わる施設や民間団体等の機能を強化する方策を講ずる必要がある。

4 保健・医療の分野においても、地域保健、在宅療養が重視されてきている。高齢者・障害者等に対する在宅福祉の推進をはかるにあたって、これら地域保健・医療の活動との連携には特段の配慮が必要である。

### 3 福祉供給システムの再編

1 社会福祉サービスの供給方式を、行政による画一的な方式だけでなく、民間団体・第三セクター・民間市場を媒介とする供給方式へ拡大し、その総合化をはかる。

2 なお、その場合に、これまで行政主導型の福祉供給組織に組み入れられてきた社会福祉法人の役割を再評価して、その自主性・主体性の確保に努め、活性化をはかる必要がある。

3 社会福祉サービスの供給方式の多元化とあわせて、上記したサービス利用形態の柔軟化をはかることが求められる。

### 4 新しい公共の立場にたつ社会福祉

1 社会福祉経営の準則として「公私分離」原則が唱われてきたが、最近の社会福祉の基調の変化に伴い、改めて公私機能分担の再検討が求められている。

2 これまで公≡行政(官)として捉え、この公≡行政から独立した領域を私≡民間とし、この官と民間(私)の役割分担という二分法の図式で公私機能を捉えてきたが、これからの社会福祉の推進を考えると、この官と民間との間に、その両者が協力して問題の解決にあたるという領域が必要となる。それには、一方では施設の公設民営方式をはか

る官民協働の組織とか、企業活動に結びつく一種の第三セクターなどが、新たに構想される必要がある。

3 他方、在宅福祉を中心とする地域福祉の展開を考えると、地域住民の主体的参加による福祉サービスの推進が必要とされる。その場合に、住民のボランティアな活動に委ねるだけでなく、行政はこの住民活動の主体性を損なうことなく、住民の共助活動を支えるという、新しい社会連帯の形成が必要とされる。

4 その意味で、公私機能分担に代わる公助・互助・自助の関係について、新しい体系を確立する必要がある。

### 5 総合化の促進

1 老人保健施設(中間施設)構想の登場、ケアつき老人集合住宅の提言、高齢者あるいは障害者の就労・社会参加の促進など、社会福祉は、その近接分野との間の連携をますます求められるようになってきている。これらとの連携のシステムを、実施主体・業務遂行あるいは費用負担等の側面から検討していくことが必要である。

2 このなかで総合的な相談や情報の提供をはかるとともに、とくにケースマネージメントのシステムを確立させることが急がれている。このための方式の開発、人材養成などに配慮することが望まれる。

### 社会福祉の制度改革の基本的課題

高齢化社会の進展を基盤とする二十一世紀の福祉課題に対応し、かつ、社会福祉の新しい方向の推進をはかるために、社会福祉制度の改革が必

要である。とくに、これまでの社会福祉は、救貧的、選別主義的、収容型福祉の性格が強く、加えて昭和二十年代の経済・社会の特殊事情ということもあって、国の権限の強い行政主導型の社会福祉となってきた。このために、社会福祉の制度改革にあたっては、とくに、次の諸点の改正が必要となる。

## 1 国と地方の役割分担

1 国と地方自治体の役割は、社会福祉の種類によって異なる。この点について本懇談会は、すでに緊急提言において、その見解を明らかにし、この趣旨は、補助金問題検討会報告、あるいは昭和六十一年二月の厚生大臣に対する社会福祉関係三審議会の答申等にもみることができ。

2 生活保護制度に関しては、国民の健康で文化的な最低限度の生活水準を保障するものであり、国の責任は今後とも堅持されなければならない。また、その事務事業の実施にあたっては、全国民に共通した公平性と平等性が求められるところから、その事務の性格は、今後とも機関委任事務とすることが適当である。

3 これに対して他の社会福祉は、そのニーズの多様化とサービス利用の柔軟化が必要であり、可能なかぎり、地域住民のニーズに対応した運営が求められる。加えて、昭和二十年代当時に比して、社会福祉の実施運営について、地方行財政能力の面でも大きく違ってきている。その意味で人所措置等の事務事業について、これまでの機関委任事務から、団体委任事務に切りかえていくこととする。

4 なお、その場合の事務事業の配分は、住民に密接した市町村に実施

体制を移すことが必要であるが、社会福祉の種類あるいはニーズの出現率、サービスの専門性等や、地方の行財政能力の差を勘案して、都道府県との間の事務的分担も必要となる。

## 2 国の役割

1 社会福祉における主な事務事業は、今後団体委任事務に移行するが、しかし、社会福祉に対する国の責任は、決して軽減されるものではない。社会福祉の事務事業が団体委任事務になったとはいえ、その事業に必要な水準が確保され、適切な運営がはかられるよう、基本的事項については法律を制定するとともに、その運営にあたって要綱等を明らかにしたり、条令準則を示すなどの努力が必要である。

2 国は社会福祉の増進をはかるために、全国レベルでの社会福祉計画策定を行うとともに、社会福祉サービスの体系化と推進に関する情報の蒐集と提供、研究開発等を行うことが必要である。また、これと同時に専門職員の養成など基本的条件の整備に努める必要がある。

3 団体委任事務化が進むなかで、地域の社会福祉水準に著しい差異が生じ、不公平が増大することが懸念されるが、国は、これらの連絡・調整にあたるともに、行財政能力の十分でない地方自治体への指導・援助を行う必要がある。

4 社会福祉の普遍化、供給組織の多様化が進むなかで、国は、民間分野の社会福祉サービスへの参入を誘導あるいは奨励するとともに、国民・利用者に不利益とならないよう地方公共団体と協力して適切な監督・規制等を行う必要がある。

### 3 地方公共団体の役割

1 福祉に関わる行政責任は、国民あるいはサービス利用者の身近な地方公共団体に移譲され、いわゆる「分権」的な社会福祉の実施体制を強化していくことになるが、地方公共団体としては、地域のニーズに即して公正かつ的確な社会福祉サービスを効果的に提供できるよう取り組みを強めるべきである。その際、とくに次の諸点について特段の配慮が必要である。

2 地方自治体に属する社会福祉業務は、相談からニーズの把握・判定さらに施設あるいは在宅福祉サービス等の提供に至るまで、多種多様なものが、地方自治体の判断と権限のもとで実施されることになるが、このために政策選択から実施面に至る計画的対応が必要とされる。したがって、折角分権化された福祉行政が計画的かつ効果的に実施されるよう、その行財政能力を高めることが重要である。

3 都道府県は、国が示す社会福祉基準にそって市町村における社会福祉施策・サービスの中・長期整備計画を樹立するとともに、基本的社会福祉水準の確保、市町村格差是正のために必要な措置を講ずる。また、社会福祉サービスの特性、広域性、専門性、技術性等によっては、都道府県が直接分担し、あるいは町村部において協同化することも必要である。

4 社会福祉サービスは基本的には市町村が実施することとなるが、この場合に従来の上意下達的な行政対応を克服し、住民に対して自治団体の責任において行う福祉行政サービスの行政能力を強化し、あわせて住民の主体的利用に供する公的福祉サービス事業を整備するとともに、在宅福祉と施設福祉との処遇・負担等に不均衡の生じないよう適

正化をはかる。

### 4 民間の役割

1 社会福祉事業法を改正して民間の役割・任務を明確にし、民間活力の導入による健全にして旺盛な民間社会福祉を育成強化する。とりわけ、民間活動の中心となる社会福祉法人の自主性・主体性の育成強化は喫緊の課題である。例えば、附帯的公益事業部門を拡大して利用契約にもとづく法人独自事業が行えるようにするなど、各種の規則を緩和して創意ある活動を奨励するほか、共同募金事業との調整を計り、税制の改善によって寄付金を受け入れやすくして財政基盤を確立する。

2 社会福祉施設の選定をより効率的かつ柔軟に行うために、民間施設の特質は改めて確認されてよい。このために、民間社会福祉施設にあっては、自主的・創意的な活動と経営努力を十分発揮するとともに、その事業・活動が住民・利用者のために安定して維持・運営できるように自主努力によって健全な経営基盤の確立に努めなければならない。また、実施主体の相互協力と自覚ある自主的規制の強化によって社会の信頼と期待に応えるべきである。

3 地域住民相互の生活のあらゆる部面における共助活動を奨励するとともに、地域・在宅福祉に関する幅広いボランティア活動への積極的な参加協力を促進し、実践を通じて社会福祉教育の振興をはかる。なお、とくに学校教育における福祉教育の徹底を期すべく関係機関に働きかける。

4 福祉産業の開発や市場型福祉の導入参加に伴い、住民、利用者の利益を保護するガイドラインを作成するとともに、不利益を防止、救済

する民間の監視機構を整備する。

## 制度改革を進めるにあたって検討すべき論点

国（政府）の強い権限のもとで、行政主導的に構築されてきたわが国の社会福祉は、全国民に統一的に保障する必要のある生活保護制度等を除き、今後は、地域の多様性を認め、国と地方公共団体が協力して推進をはかる社会福祉行政に改められるとともに、民間の自主性・主体性がさらに強められる体制に移る必要があることが示された。このような社会福祉制度の基本的枠組の改編と並行して、次の事項について鋭意検討していく必要がある。

### 1 生活保護制度の改正

健康で文化的な最低生活を保障する公的扶助としての側面をもつ生活保護は、今後とも国の制度として維持されなければならないが、しかし、現行生活保護法が施行されて以来、三〇数年を経過した今は、その制度の仕組・内容をそのまま維持・存続させることは適切ではない。このために医療扶助や保護施設等の在り方を含めて、望ましい制度の在り方とその運用方法等について抜本的に再検討することが必要である。

### 2 施設体系の再編

上記したように、社会福祉の普遍化・一般化、在宅福祉の推進、社会福祉供給の多元化等の基調のなかで、社会福祉施設の在り方を改めて再検討すべきである。また中間施設の論議から発展した老人保健施設の制

度化が具体化し、これらとの関連において老人ホームの在り方などが改めて問題となっている。すでに身体障害者更生援護施設については、新しい提案などがみられるが、この他老人福祉施設、保育所を含む児童福祉施設、精神薄弱者更生援護施設その他についても、関係審議会等での論議が急がれる必要がある。これとあわせて、社会福祉施設の利用について、現行の措置制度の在り方の全面的な検討が必要となる。

### 3 在宅福祉の推進

今後の社会福祉は在宅福祉を基調として展開する方向が明らかにされ、さらに今回の補助金検討会等の報告においても、在宅福祉に対する補助率の大幅引き上げが決められたりしている。しかし当面の必要はもちろんだ、迫りくる高齢社会を予想するとき、この在宅福祉の立ち遅れは重大である。このために、例えば「在宅福祉緊急整備5年計画」といったように、時間を限って在宅福祉の整備を図るなど工夫される必要がある。そしてその際に、住宅の居住設備・器具の開発整備、移動手段とシステムの確立などの配慮とともに、とくに今回の補助率引き上げの対象となっていないホームヘルプ・サービス等についても、デイサービス等に準じた措置がとられることを期待したい。痴呆性老人、重度心身障害者、精神障害者等の在宅ケアについての研究開発はとくに配慮されるべきである。

### 4 社会福祉の実施体制

社会福祉の制度改革にあたって、公私機能分担及び国と地方の役割分担が基本的課題である点は上述したが、これらの改革を具体化していく



ために、社会福祉の実施体制の在り方がとくに重要である。その際、社会福祉行政の実施体制として、児童相談所、更生相談所等の相談機関のほかにも、とくに福祉事務所の在り方が問題となる。その際に、第一に生活保護を含む社会福祉制度の動向、第二に在宅福祉中心の社会福祉への転換、第三に市町村等基礎的自治体への事務事業の配分の行方などの関連で、その在り方が検討される必要がある。

## 5 社会福祉における職員問題

社会福祉の実施体制と関連して、とくに職員問題（専門職員問題）について特段の注意が必要である。これまで児童福祉分野をのぞいて、社会福祉職員の資格については必ずしも明確なものがなかった。このために中央社会福祉審議会等において、再三にわたって資格制度の必要が指摘されてきたにもかかわらず、今日まで実現をみるに至っていない。社会福祉ニーズの高度化に伴い、専門職の必要性が増大しているが、これにとどまらず、今回の社会福祉制度の改革との関わりで、この問題への対応が改めて重要なものとなってきている。

すなわち、今回の制度改革の基調は、生活保護等を除いて、分権化あるいは民間活力の重視という、いわば国及び行政の関与をできるだけ緩和し、社会福祉の「自由化」「柔軟化」をはかることにあるが、その場合、地域なり施設なりに福祉処遇の面に著しい格差を生み出さないようにするためには、専門職の確立が不可欠なのである。具体的に例示すれば、老人保健施設において社会福祉の立場にたった処遇が生かされ、あるいは有料老人ホーム等の処遇面においても利用者の保護を担保することができるとともに、これら専門職の確立が必要になる。同様のことは、

社会福祉の他の分野についても言うことができる。その意味で、専門職の確保は、社会福祉制度改革の内容を決定するかなめ石ともなるべきものとも思われ、それだけにこの問題の検討と解決は急がなければならない。

## 6 社会福祉法人の財政基盤の確立

社会福祉法人の財政基盤の確立については、さきの緊急提言において、次のように述べている。すなわち社会福祉の推進にあたっては、公の役割とともに民間の役割を明確に位置づけ、民間の活力を生かすようにすべきであるとし、そのためには、この活動の主体となる社会福祉法人の強化を訴え、また、あわせて各種規制の緩和とともに寄付金を受け入れ易い税制の改善を提案している。幸いこの提言につらなるものとして、ボランティア基金の造成に税制面からの誘導策が講じられているが、この考え方をさらに発展させ、民間社会福祉活動の基金の造成につなげていくことも重要である。とくに福祉目的税の構想が取沙汰されているが、公共による社会福祉とは別に、民間の自主的福祉活動の発展を期するために、福祉に関わる税制面からの対応策を検討すべきであろう。

### おわりに

以上、社会福祉の制度改革が進展する情勢のなかで、二十一世紀の社会福祉に向けて検討すべき課題を示すとともに、当面解決を急ぐべきものについても若干の提言を行ってきた。しかし、社会福祉の制度的改革は今ようやく始まったばかりであり、その改革の行方については、なお

「視界不良」といわざるをえない部分も少なくない。その意味において、今こそ社会福祉の改革に関して衆知を集める必要がある。このために、関係行政機関に対しては、制度改革に関する情報を可能なかぎり公開することを求めると同時に、社会福祉関係者の意見を徴する機会を増やすことを望みたい。民間社会福祉関係の結集体である社会福祉協議会は、このような情勢のなかで、とくに民間の社会福祉改革への世論形成に努めるとともに、今後もひきつづき民間の立場での改革についての研究・提言等に努める必要がある。

今日の社会福祉の制度改革の動きは、財政再建・行政改革ということが直接の契機となった関係もあり、改革の真意が十分に理解されず、一方においては財政面での辻褃合わせの便法として捉える向きがあり、他方ではこれに反発する余りに、旧態依然たる要素を残している現行の社会福祉制度を結果的に維持・存続させるのに手を貸すような動きもみられる。本懇談会は、二十一世紀の社会福祉をきり開いていくために、社会福祉制度改革は避けて通ることのできないものであり、改革に伴う摩擦をおそれ、改革を回避しようとしてはならないと考える。いうまでもなく、本懇談会は、改革に際して福祉水準が切り下げられることをも容認しようとするものでは決してない。今日の補助金削減等の結果として、一部の地域格差が拡大したり、地方公共団体の望ましい単独事業に影響が出たりしているが、このような事態が今後の改革の過程で生じることは許されない。したがって、最後に、将来の制度改革が、福祉先進諸国に比して低劣な現行福祉水準の低下につながらないことを強く求めるとともに、社会福祉の援護を必要としている人びとに些かのしわ寄せも生じないよう格段の配慮をすべきことを、特に強調しておきたい。

社会福祉基本構想懇談会 委員名簿

座長 福 武 直 東京大学 名誉教授（前・社会保障研究所  
（五十音順）

所長）

阿部 志 郎 横須賀基督教社会館 館長

岩田 克夫 全社協・老人福祉施設協議会 会長

翁 久次郎 厚生年金基金連合会 理事長

鍛冶 千鶴子 弁護士

刈田 嘉彦 日本経済新聞社 論説委員

小林 節夫 国民生活センター 理事

田端 光美 日本女子大学 教授

町田 英一 東京都社会福祉協議会 参与

三浦 文夫 日本社会事業大学 教授

由井 利幸 全国民生委員児童委員協議会 副会長